



下呂市介護医療院設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 29 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市規則第63号

下呂市介護医療院設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

下呂市介護医療院設置管理条例施行規則（令和 6 年下呂市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第 5 条関係） <table><tr><td>食事の提供に要する費用</td><td>1 食につき 朝食 <u>500</u> 円、昼食 <u>730</u> 円、夕食 <u>670</u> 円</td></tr><tr><td>経管栄養に要する費用</td><td>（略）</td></tr><tr><td>居住に要する費用</td><td>（略）</td></tr></table>	食事の提供に要する費用	1 食につき 朝食 <u>500</u> 円、昼食 <u>730</u> 円、夕食 <u>670</u> 円	経管栄養に要する費用	（略）	居住に要する費用	（略）	別表（第 5 条関係） <table><tr><td>食事の提供に要する費用</td><td>1 食につき 朝食 <u>470</u> 円、昼食 <u>690</u> 円、夕食 <u>640</u> 円</td></tr><tr><td>経管栄養に要する費用</td><td>（略）</td></tr><tr><td>居住に要する費用</td><td>（略）</td></tr></table>	食事の提供に要する費用	1 食につき 朝食 <u>470</u> 円、昼食 <u>690</u> 円、夕食 <u>640</u> 円	経管栄養に要する費用	（略）	居住に要する費用	（略）
食事の提供に要する費用	1 食につき 朝食 <u>500</u> 円、昼食 <u>730</u> 円、夕食 <u>670</u> 円												
経管栄養に要する費用	（略）												
居住に要する費用	（略）												
食事の提供に要する費用	1 食につき 朝食 <u>470</u> 円、昼食 <u>690</u> 円、夕食 <u>640</u> 円												
経管栄養に要する費用	（略）												
居住に要する費用	（略）												

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。